

**【県研修資料5-3】**

# 令和4年度の主な改正事項・ 周知事項について

**厚生労働省  
社会・援護局福祉基盤課**

# 地域公益事業を含む地域における公益的な取組及び職員の処遇改善の取組の積極的な実施について（令和4年1月5日厚生労働省社会・援護局長通知）

- ✓ 新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、地域における福祉サービスの主たる担い手である社会福祉法人への期待は益々増加
- ✓ 様々な課題を抱えている方々への支援に当たっては、各種制度にインフォーマルな取組も組み合わせ、地域の中で重層的なセーフティネットを構築することが重要
- ✓ また、こうしたセーフティネットを支えつつ、最前線で福祉サービスの支援に当たる職員の処遇改善も重要

社会福祉法人におかれては、地域における公益的な取組や職員の処遇改善について、社会福祉充実財産の有無に関わらず、積極的な実施をお願いしたい。



## 令和4年度「地域における公益的な取組」について

- 「地域における公益的な取組」を実施している法人 **67.3%**（令和3年度 63.8%）  
（令和4年4月1日時点財務諸表等電子開示システム）
- 管内法人の取組を促す環境整備を行っている **241所轄庁**  
管内法人の取組を促す環境整備を行っていない **521所轄庁**  
（n=762、令和4年10月1日時点福祉基盤課調べ）

「社会福祉法人の生活困窮者等に対する『地域における公益的な取組』好事例集」（令和4年3月28日厚生労働省社会・援護局福祉基盤課）や管内における好事例の周知、指導監査の機会を通じた助言、法人が円滑に地域ニーズを把握できるような場の提供を行うこと等により、法人の取組を促す環境整備をお願いしたい。

# 生活困窮者等に対する「地域における公益的な取組」好事例集

- ✓ 新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、社会福祉法人の責務である「地域における公益的な取組」への期待は、益々高まっている。
- ✓ こうした状況を踏まえ、**生活困窮者等に対する「地域における公益的な取組」**について、全国の法人の取組の参考となるよう、**令和3年度に、各所轄庁から管内の法人の好事例を推薦いただき、好事例集を作成。**
- ✓ 事務連絡において、所轄庁に対し、管内の法人への周知を依頼するとともに、管内の法人の取組状況の引き続きの把握等により、「地域における公益的な取組」を一層促進していただくことを依頼。



## 掲載先URL

<https://www.mhlw.go.jp/content/12000000/000920124.pdf>

厚生労働省トップページ > 政策について > 分野別の政策一覧 > 福祉・介護 > 生活保護・福祉一般 > 社会福祉法人制度 > 地域における公益的な取組

## ▼▶ 掲載事例の例

### 断らない相談窓口の実践

地域の全世代を対象に、専門職と地域の協力者が生活上の困り事に関する相談を受け、必要に応じて関係機関に繋げる。(栃木県内の事例)

### 制度の狭間のニーズに対する生活支援

地域の独居高齢者や生活困窮者等に対し、町内有志の応援団により、ゴミ出しや買い物代行、家屋内の掃除等の生活支援を実施。(岡山県内の事例)

### 生活困窮者等に対する一時居住支援

住居を持たない生活困窮者等に対し、衣食住の提供とともに、就労支援や生活支援等の包括的な支援を行う。(静岡県内の事例)

### 生きづらさを抱える方への居場所支援

働くことに一歩踏み出せない方、ひきこもりの方が集う居場所として、定期的に施設を開放。(京都府内の事例)

### 生活困窮者等に対する就労・外出支援

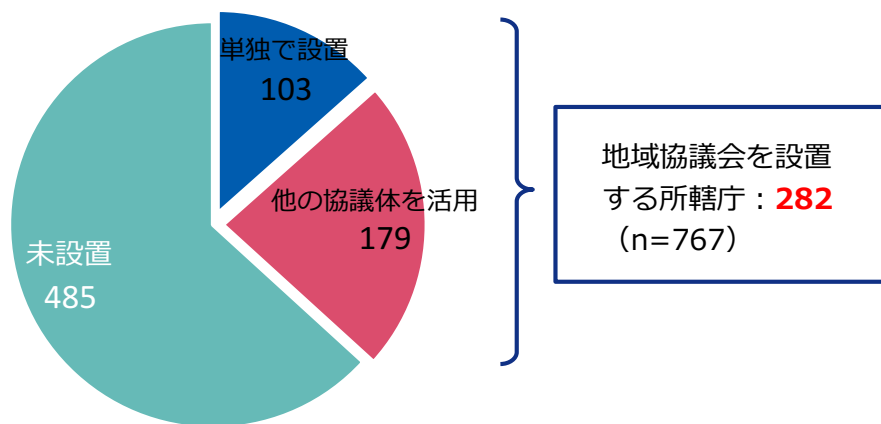
生活困窮者等が就労するための準備的な活動として、法人職員業務の補助者として受け入れる。(埼玉県内の事例)

※ このほか約400事例を掲載。地域の抱える課題との共通点がある事例について、法人の取組のヒントとしていただく。

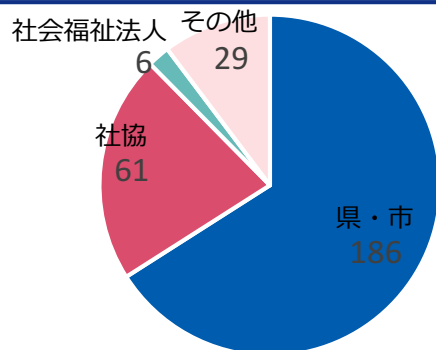
# 地域協議会の設置状況等について

- ✓ 社会福祉法人が社会福祉充実財産を活用して地域公益事業を行うに当たっては、その取組内容に、地域の福祉ニーズを的確に反映するとともに、法人が円滑かつ公正に意見聴取を行えるようにすることが必要であることから、各地域において「地域協議会」を設置することとなっている。
- ✓ 地域協議会は、法人から地域公益事業の実施希望がない場合であっても、法人が「地域における公益的な取組」を進めていく上で、地域における関係者のネットワークを強化し、関係者間での地域課題の共有、各種事業の役割分担の整理など、地域福祉の推進体制の強化を図ることに資するものである。
- ✓ 効率的に開催する観点から、可能な限り既存の会議体を活用することと併せ、複数の所轄庁が合同して設置することも可能としており、その開催経費については、地方交付税（道府県及び市分）において措置されている。令和4年度における所轄庁の設置状況等については以下のとおり（令和4年10月1日時点福祉基盤課調べ）であるので、体制整備の参考とされたい。

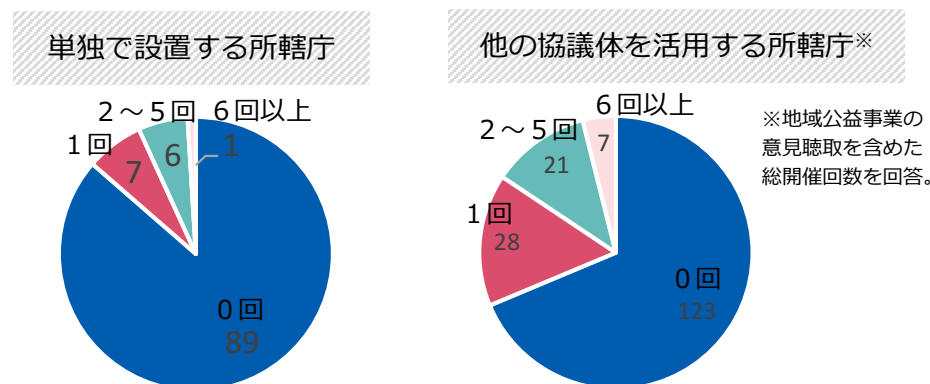
## 1. 地域協議会の設置状況



## 2. 地域協議会の運営主体



## 3. 地域協議会の令和3年度開催回数



## 4. 地域公益事業に係る意見聴取以外の活用状況

- 計画実行中の地域公益事業の実施状況の確認や意見交換
- 地域ケア会議における地域課題の検討
- 地域に住むあらゆる人が自由に参加でき、身近に地域が抱える課題を話し合い、解決できる場
- 各市町社協における公益的な取り組みの実施状況の共有
- 社会福祉法人相互のネットワークづくりと情報交換等
- 社会福祉施策の総合的かつ計画的な推進
- 地域福祉計画の進行管理及び評価等 等

# 小規模法人のネットワーク化による協働推進事業の拡充

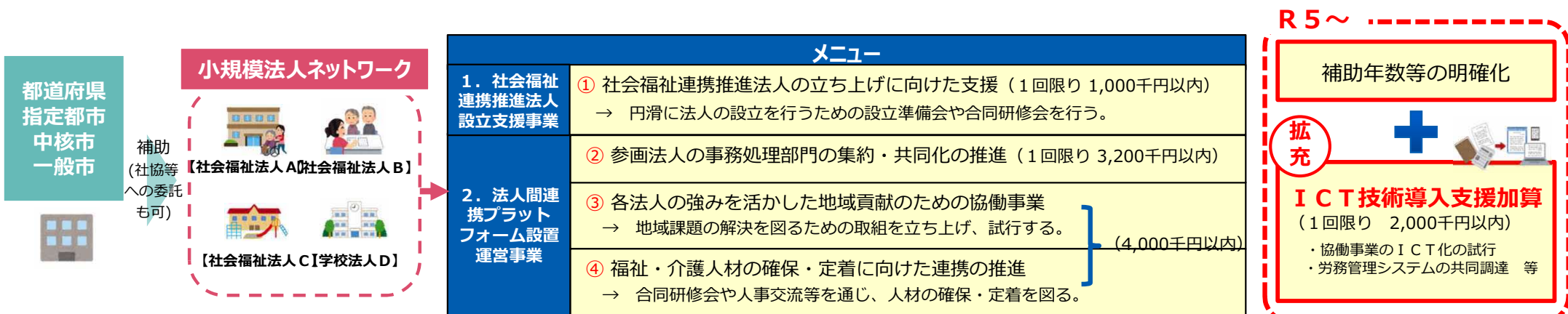
令和5年度当初予算案 3.5億円 (3.5億円(生活困窮者就労準備支援事業費等補助金の内数))

## 1 事業の目的

- 本事業は、小規模な社会福祉法人においても、「地域における公益的な取組」を行う責務を果たすため、複数の社会福祉法人等が参画するネットワークを構築し、ネットワーク参画法人のそれぞれの強みを活かした地域貢献のための協働事業を試行するとともに、協働事業に十分な人員体制の確保のため、合同研修や人事交流等の、福祉・介護人材の確保・定着に向けた取組を推進する事業である。
- また、希望するネットワークは、参画法人の事務処理部門の集約・共同化を行うことにより、参画法人の事務の効率化を図るとともに、令和4年4月から新たに施行され、より強固な連携・協働を行うことが可能となる「社会福祉連携推進法人」に移行することを見据えた基盤作りも可能。
- 令和4年度予算からメニュー化された「社会福祉連携推進法人の立ち上げに向けた支援」とあわせ、小規模法人の連携・協働化の支援を推進。

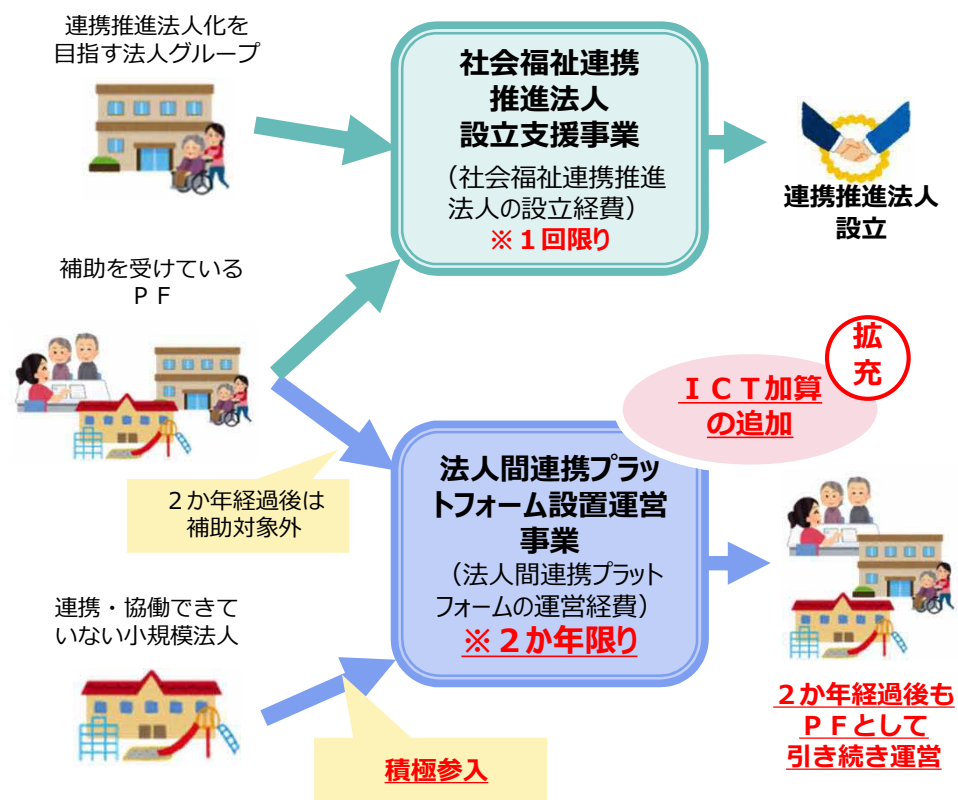
## 2 事業の概要・スキーム

- 社会福祉法人の地域の福祉ニーズへの対応力の強化や、経営基盤の強化のため、社会福祉連携推進法人の設立を推進するとともに、その設立に至らない小規模法人についても、引き続き連携による機能強化や基盤作りが重要。
- そのため、本事業について、補助年数等を明確化しつつ引き続き推進するとともに、取組を効率的・効果的に行うため、新たにICT技術を活用して取組を行う法人間連携プラットフォームに対する加算を新設する。
- 補助スキーム：国→都道府県・指定都市・中核市・一般市（特別区含む）（定額補助）



# 令和5年度「小規模法人のネットワーク化による協働推進事業」について

- 「法人間連携プラットフォーム設置運営事業」について、今後も、**多くの小規模法人がプラットフォームに参画し、「地域における公益的な取組」を実施していくことが重要**であると考えており、本事業において連携の試行を行ったプラットフォームにおいては、補助の終了後も引き続き地域で連携をいただき、プラットフォームに参画したことのない小規模法人においては、積極的に事業の活用を検討いただきたい。
- 令和5年度の採択方針については、「令和5年度『小規模法人のネットワーク化による協働推進事業』（法人間連携プラットフォーム設立運営事業）の採択方針について」（令和5年2月9日厚生労働省社会・援護局福祉基盤課事務連絡）にお示しするとおり。



# 社会福祉法人財務諸表等電子開示システムの改修等について

## 令和5年4月リリース予定（令和4年10月18日付け通知改正）

### <社会福祉連携推進法人の社員である旨の公示欄の追加>

- ・ **現況報告書に§16（社員として所属する社会福祉連携推進法人の名称）を追加**し、社会福祉連携推進法人の社員である旨の公示（社会福祉法第133条）を可能とする。
- ※ 「社会福祉連携推進法人財務諸表等電子開示システム」についても同日リリース予定

### <海外事業の実施内容の明記>

- ・ 社会福祉法人が海外事業を行う場合、定款への記載や、国内事業と拠点区分を分けた計算書類の作成に加え、**現況報告書§11（前会計年度における事業等の概要）（4）備考に、海外事業の実施内容を明記**するよう規定（「社会福祉法人の海外事業の実施等について」の一部改正）。当該記載内容により、テロ資金供与の活動に巻き込まれる危険性が高いと考えられる法人に対しては、状況の聞き取り・指導等の適切な対応をお願いしたい。

## 令和6年4月リリース予定（令和4年12月26日付け通知改正等）

### <「分析機能」の拡充>

- ・ 都道府県の管内法人の計算書類等の調査及び分析の義務及び公表の努力義務（社会福祉法第59条の2第2項）に資するための**「分析機能」について**、都道府県における調査及び分析の質を担保し、法人の一層の運営の透明性の向上を図るため、**令和4年度補正予算において改修費用を計上**。本機能については、**法人に適時な指導を行うことにも資するものであるので、活用をお願いしたい**（改修の詳細は次年度にお示し予定）。
- ※ 令和5年4月1日に「現況報告書等で見られる誤り一覧」を更新し、新たに計算書類に係るチェックポイントを追加したので、併せて参考とされたい。

### <社会福祉充実計画に係る報告事項の追加>

- ・ 所轄庁及び法人の事務処理の効率化に資するよう、**現況報告書§12（社会福祉充実残額及び社会福祉充実計画の策定の状況）を改正**し、例年別途アンケートとして実施していた、**社会福祉充実計画の事業別の記入欄を追加**。

① 施策の目的

社会福祉法人の計算書類等について、分析の強化・可視化を行うことで、法令に基づく都道府県における調査及び分析の質を担保し、社会福祉法人の運営の透明性の向上を図る。

法令…社会福祉法第59条の2第2項

② 対策の柱との関係

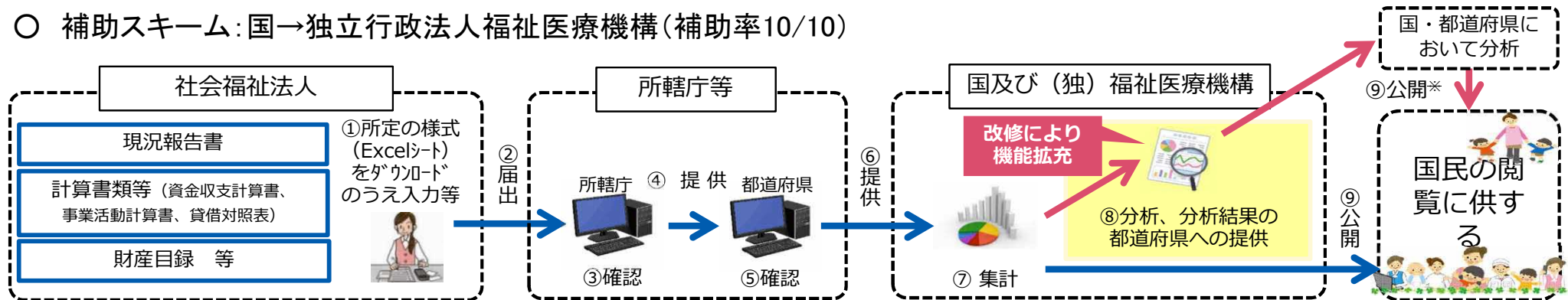
1	2	3	4
		○	

③ 施策の概要

社会福祉法人の計算書類等については、「社会福祉法人財務諸表等電子開示システム」に電子データで届出され公表しているが、これまでに蓄積されたデータを有効に活用するためシステムを改修する。これまでも、システムにおいて独自にデータ分析を行っていたが、改修により、これまでの単年度分析から複数年度分析とし、また、比較する範囲の適正化や解説の併記をすることで、都道府県の調査及び分析の基礎資料に活用でき、行政事務の効率化を図ることができる。(リリース時期：令和6年4月(予定))

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

○ 補助スキーム：国→独立行政法人福祉医療機構(補助率10/10)



(※)分析結果は都道府県が管内法人の計算書類等の調査・分析結果として公開

⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

システムの改修により、データを活用した管内社会福祉法人の分析結果を都道府県においてダウンロードすることで、都道府県の行政事務の簡素化、効率化を図るとともに、都道府県による結果の活用を通じ、社会福祉法人の運営の透明性の向上を図る。加えて、国として都道府県の分析結果を活用することで、社会福祉法人の適正な経営と一層のガバナンスの確保を図る。



# 社会福祉法人財務諸表等電子開示システム改修案（概要）

	現行	改修案
<b>指標</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本公認会計士協会「社会福祉法人の経営指標～経営状況の分析とガバナンスの強化に向けて～」(以下「経営指標」)を参考に設定。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現行どおり</li> </ul>
<b>比較対象</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全国・都道府県・所轄庁の平均値</li> <li>・主たるサービスの利用者属性（高齢、児童、障害）別平均値</li> </ul> <p>比較対象が広く、どう参考にしてよいかわからない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業分野別平均値</li> <li>・規模（総収益）別平均値</li> <li>・各指標の基準値（経営指標参照）</li> </ul> <p>同一サービス・収益のグループ内で法人の相対位置を把握できるようにする。さらに、経営判断に資する絶対指標を加える。</p>
<b>分析年度</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・単年度分析</li> </ul> <p>前年度と比較し大きく悪化した指標があっても気づくことが困難。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・複数年度分析も可能にする</li> </ul> <p>法人内比較をすることで、悪化傾向にある指標や、前年度と比較し大きく悪化した指標の把握が可能。</p>
<b>解説</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・なし</li> </ul> <p>各数値が何を表しているのかわからない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各項目の表す意味を解説</li> <li>・各指標の基準値以下である指標に着色</li> </ul> <p>各数値の意味を明確にするほか、2期連続で着色があった場合に改善が必要となる可能性が示唆される。</p>
<b>特記事項</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・なし</li> </ul> <p>改善が必要な法人があっても所轄庁で把握困難。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2期連続で着色のあった法人や債務超過のあった法人を一覧化</li> </ul> <p>所轄庁において重点的に確認する法人の目安となる。</p>
<b>提供時期</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全法人の届出後に分析するため、翌3月</li> </ul> <p>経営悪化の状況の把握が遅れる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自法人データのみ分析結果は届出後即時（他法人との比較結果は現行通り3月）</li> </ul> <p>経営悪化が深刻な状況になる前に確認することが可能。所轄庁による早期確認・指導にも寄与。</p>

# 社会福祉連携推進協議会について

- ✓ 令和4年4月から施行された社会福祉連携推進法人制度を含む社会福祉法人の連携方策について、社会福祉連携推進法人の経営者や設立予定者等の関係者による協議を行い、制度のメリットの共有及び制度の普及を図るとともに、今後の制度の展開に資することを目的とする。
- ✓ 令和5年2月9日に令和4年度協議会を開催。8名の実践者による事例の共有や意見交換を行った（認定所轄庁・法人等が参加、最大接続数950）。

## 協議会概要

### ■ 協議事項

- (1) 社会福祉連携推進法人制度の推進について
- (2) 小規模法人のネットワーク化による協働推進事業の推進について
- (3) その他

### ■ 構成員及び参加者

協議会の構成員は社会福祉連携推進法人及びその認定所轄庁とし、関係団体等をオブザーバーとする。なお、社会福祉連携推進法人の設立予定者等の関係者の参加を可能とする。

## 令和4年度協議会 動画等（厚労省HP）

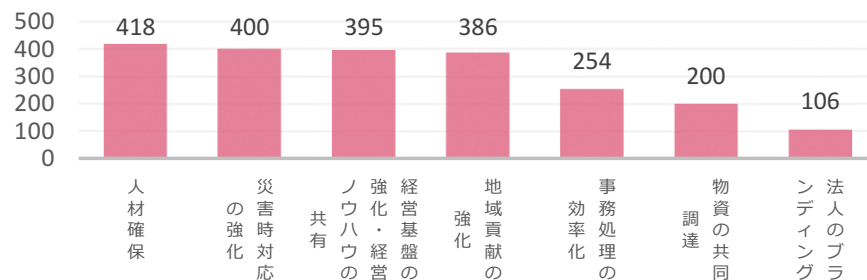
令和4年度協議会当日の、5名の実践者によるプレゼン映像及び8名の実践者によるパネルディスカッションの議事概要を公開しています。

### ■ HPリンク

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_31924.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_31924.html)

## 出席法人アンケート結果概要

### ■ 連携推進法人に期待すること (n=625、複数回答)



### ■ 連携推進法人の設立のハードル (n=334、複数回答)

